

令和5年春季全国火災予防運動における 本県において重点的に取り組む必要のある事項

本県においては、消防庁長官通知（令和5年2月7日付け消防予第70号）の別添「令和5年春季全国火災予防運動実施要綱」に基づき火災予防運動を実施するとともに、本県の現状を踏まえ、重点的に取り組む必要のある事項を以下のとおり定めるものとする。各消防本部等には、これらの事項に最大限取り組み、火災予防運動の推進に努めることを求めるものとする。

1 本県の現状

(1) 住宅火災関係

ア 住宅火災による死者数（※令和4年の数値は速報値）

- 令和4年の本県の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は19人で、令和3年と比べ4名減少しているが、この死者数が減少している状況を継続するために、引き続き火災予防意識の向上の取組を続ける必要がある。
- 令和4年の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）19人のうち、65歳以上の高齢者は18人と、高齢者の割合が約95%と増加傾向にあることから、高齢者の死者数低減が課題となっている。

（参考）県内の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）

令和4年：19人　うち65歳以上の高齢者18人

高齢者の占める割合 94.7%

令和3年：23人　うち65歳以上の高齢者19人

高齢者の占める割合 82.6%

令和2年：11人　うち65歳以上の高齢者8人

高齢者の占める割合 72.7%

イ 住宅用火災警報器の設置促進

- 住宅用火災警報器については、法令により平成23年6月1日から県内の全ての住宅に設置が義務付けられた。令和4年6月1日時点の推計設置率は79.2%で、前年78.9%に比べると0.3ポイント上昇し、全国的にみると35位と順位を下げており、いまだ設置率は全国平均よりも低い状況にあることから、設置促進が課題となっている。

（参考）

住警器推計設置率 令和4年6月1日 79.2%（全国平均：84.0%）、全国順位：35位

令和3年6月1日 78.9%（全国平均：83.1%）、全国順位：33位

令和2年7月1日 79.3%（全国平均：82.6%）、全国順位：32位

出火件数 令和4年(1~12月) 569件(うち住宅火災:178件) ※令和4年は速報値
令和3年(1~12月) 599件(うち住宅火災:199件)
令和2年(1~12月) 494件(うち住宅火災:141件)

(2) 林野火災予防対策の推進

- 令和4年は35件(速報値)の林野火災が発生しており、6割以上が3~5月に発生している。

この時季は、春を迎えての火入れやたき火、入山者の増加等が見込まれることから、林野火災予防対策を推進する必要がある。

(参考) 近年の主な林野火災の発生状況(3~5月)

平成29年4月29日(浪江町・双葉町、焼損面積:75ha、出火原因:落雷)

平成29年5月8日(会津坂下町、焼損面積:10ha、

出火原因:建物火災からの延焼)

平成31年4月9日(郡山市、燃損面積:68ha、出火原因:放火の疑い)

2 本県において重点的に取り組む必要がある事項

(1) 各消防本部において効果的と考えられる実施項目

ア 住宅防火対策の推進

- 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策等に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進

イ 林野火災予防対策の推進

- 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
- 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
- 火入れに際しての手續等の徹底
- 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

(2) 県の実施内容

- 関係団体及び各市町村への協力依頼や、ラジオ、新聞等の各種メディアを活用した広報を行うとともに、消防本部と連携し啓発活動を実施する。